

棚卸資産の取得価額の算定に係る関連経費の配賦基準

棚卸資産（販売用不動産）に関する実務指針（平成23年3月30日会計第3907号。以下「指針」という。）第5条第2項に規定する基準を次のとおり定める。

（造成地区）

第1条 指針第5条第1項に規定する関連経費を配賦する臨海土地造成事業による造成地区は、次のとおりとする。

- （1） 阪南2区
- （2） 汐見沖地区

（配賦する関連経費）

第2条 前条に規定する造成地区に配賦する関連経費は、次に掲げる予算科目に定める細事業として執行した額に次項に定める直接経費の執行に要する職員の総数が港湾整備事業特別会計支弁職員の数に占める割合を乗じて得た額とする。なお、円未満の端数は四捨五入する。

- （1） 港湾整備事業職員費
- （2） 港湾整備事業事務費（港湾用地処分関係を除く。）

2 直接経費の執行に要する職員の数を次のとおりとする。

- （1） 開発調整グループの技術職員の数
- （2） 契約、支払及び起債に関する事務に従事する職員として1人
- （3） 汐見沖地区を所管する堺泉北港湾事務所で工事に関する事務に従事する職員として1人
- （4） 阪南2区を所管する阪南港湾事務所で工事に関する事務に従事する職員として1人

（配賦基準及び算出方法）

第3条 造成地区毎の関連経費は、それぞれ次の各号に定めるところにより算出する。なお、円未

満の端数は四捨五入する。

(1) 阪南2区

前条の関連経費の額 ×

$$\left\{ \begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{前条第2項} \\ \text{第1号の職} \\ \text{員の数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前条第2項} \\ \text{第2号の職} \\ \text{員の数} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{当該年度当初予算における} \\ \text{細事業「都市再開発」のうち} \\ \text{阪南2区に係る額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{当該年度当初予算における} \\ \text{細事業「都市再開発」の額} \\ \text{(阪南2区及び汐見沖地区以} \\ \text{外のものに係る額を除く。)} \end{array}} + \begin{array}{l} \text{前条第2項} \\ \text{第4号の職} \\ \text{員の数} \end{array} \end{array} \right\}$$

前条第2項の職員の総数

(2) 汐見沖地区

前条の関連経費の額 - 前号で算出した阪南2区の関連経費の額

(見直し)

第4条 この基準は、事業計画の変更や組織改編等により適用することが不相当と認められること
となったときは、会計局と協議して見直すものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成23年4月1日から施行する。